生駒市条例第27号

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年9月21日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例

生駒市都市計画税条例(昭和50年12月生駒市条例第32号)の一部を次のように改正する。

附則第3条の9中「附則第3条の5」を「附則第3条の6」に改め、同条を附 則第3条の10とする。

附則第3条の8中「附則第3条の5」を「附則第3条の6」に改め、同条を附 則第3条の9とする。

附則第3条の7中「附則第3条の5」を「附則第3条の6」に改め、同条を附 則第3条の8とする。

附則第3条の6を附則第3条の7とし、附則第3条の5を附則第3条の6と し、附則第3条の4の次に次の1条を加える。

(法附則第15条第45項の条例で定める割合)

第3条の5 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は、 3分の2とする。

附則第8条中「附則第3条の5及び第3条の7」を「附則第3条の6及び第3条の8」に、「附則第3条の5及び第3条の8」を「附則第3条の6及び第3条の9」に、「附則第3条の6、第3条の8及び第3条の9」を「附則第3条の7、第3条の9及び第3条の10」に、「附則第3条の8」を「附則第3条の9」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。